

## 5. その他

### ○取組み実績報告について

認証・登録を受けた事業所は、1年ごとに取組み実績報告を提出する必要があります。申請時に提出したエコ通勤プランに基づいて実施した取組みを様式5に記入して、各地方の窓口へ提出（持参または郵送）してください。

なお、2年目の報告の際には、次の2年間の取組み目標や取組み予定の内容を記載したエコ通勤プランも提出してください。2回（2年分）の報告内容及びエコ通勤プランの内容により、認証・登録の有効期間が2年延長されます。



### ○よくある質問

**Q: 既に十分な取組みをおこなっており、これ以上の改善が見込めない場合でも申請できますか？**

A: できます。その場合はエコ通勤プラン（様式2）の取組み目標は「現状を維持する」などの内容でかまいません。

**Q: 事業所が不便な場所にあり、エコ通勤を推進しても十分な成果は見込めないのですが。**

A: 成果よりも取組みを認める制度です。それぞれの事業所が抱える事情を踏まえ、できる範囲の取組みをしていれば、認証の対象となります。

**Q: 複数の事業所が共同して申請することはできますか？**

A: 本店と各支店のように、同一法人の事業所であり、本店と各支店がともにエコ通勤を実施している場合等は、代表事業所（本店）が他の事業所（支店）と一括して共同申請することができます。共同申請事業所は、代表事業所と同じ取組みを行っている場合は、取組みの実施を証明する添付書類を省略することができます。なお、共同申請を行う場合であっても、エコ通勤推進担当者は、必ず事業所ごとに1人いる必要があります。

**Q: 二酸化炭素排出削減量とその推計根拠は必ず報告しなければならないのですか？削減量はどのように推計すればいいですか？**

A: 削減量は原則、報告を求めています。通勤手当のデータ等から明確な数字を出すことができないなど、やむを得ない事情がある場合は免除する場合があります。また、既に十分な取組みを行っており、新たな二酸化炭素排出削減がなかった場合は0でかまいません。

推計方法は特に指定していませんが、簡単な計算式の例を「認証制度ホームページ」の「エコ通勤優良事業所認証制度 Q&A」に掲載し、簡便に計算できる Excel もダウンロードできるようにしています。推計に用いたデータや計算式を報告書に記入もしくは添付してください。

